



鎌ヶ谷市コミュニティセンター利用案内 (新型コロナウイルス対策用改正版) 7/1改定



写真：北中沢コミュニティセンター

コミュニティセンターは、市民の自主的な活動の場を確保し、もって市民相互の交流を深め、人間性豊かな地域社会の形成を図るとともに、市民福祉の増進と文化の向上を図るための施設です。

コミュニティセンター利用案内 目次

鎌ヶ谷市コミュニティセンターご利用の流れ	…	1P
1. 開館時間	…	2P
2. 休館日	…	2P
3. 利用登録	…	2P
4. 利用団体登録について	…	2P
5. 施設予約	…	3P
6. 申請申込	…	3P
7. 申請の変更・取消	…	3P
8. 使用料の還付	…	3P
9. 各施設の概要・使用料	…	4P～5P
10. 禁止事項	…	6P
11. 利用の制限	…	6P
12. 利用上の注意事項	…	6P
13. 広報掲載について	…	7P
14. チラシ・ポスターの掲示	…	7P
問い合わせ先	…	裏表紙

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、利用案内を改定しました。利用団体の皆様におかれましては、ご不便おかけいたしますが趣旨にご協力いただきますようお願いいたします。

改正部分は、赤字で記載しています。

鎌ヶ谷市コミュニティセンターご利用の流れ



1. 開館時間 午前9時～午後5時(夜間利用がある場合は午後10時まで)
2. 休館日 (1)年末年始 12月29日から翌1月3日
(2)臨時休館日(工事、消毒、清掃など)
3. 利用登録 施設を利用するためにはあらかじめ利用団体登録が必要です。
4. 利用団体登録について

	団体の種類	登録に必要な書類	利用について
一般	鎌ヶ谷市を拠点としたサークル・市民団体 (市内在住・在勤・在学者の割合が5割以上)	①利用団体登録票 ②会員名簿	
	障がい者団体 (10人以上の団体で過半数を障がい者が占め、かつ障がい者団体登録証の交付を受けている障がい者団体)	①利用団体登録票 ②会員名簿 ③障がい者団体登録証	・使用料は2分の1に減額となります。申請時に障がい者団体登録証を提示してください
	公共団体・公共的な団体 (自治会・排水組合など)	①利用団体登録票 ②団体資料(活動内容がわかるもの、自治会や排水組合は不要)	・自治会や排水組合が総会などで利用する場合は、2ヶ月以前でも予約することができます(年1回程度)
	公益活動団体・社団法人など	①利用団体登録票 ②団体資料(活動内容がわかるもの)	・市内で活動している公益活動団体など
企業	市内の企業 (市内に事務所又は店舗を有している企業)	①利用団体登録票 ②会社の概要がわかるもの	・社員、従業員の採用試験、面接、採用説明会、又は研修、会議、健康診断など ・使用料は目的外料金(通常料金の倍額)となります
	市内進出予定企業		・社員、従業員の採用試験、面接、採用説明会等 ・使用料は目的外料金(通常料金の倍額)となります
	市民を対象とした無料の映画会・講演会・発表会等	・その内容が特定の政党、宗教に偏らず、かつ施設の趣旨に合致すると認められた場合	
<ul style="list-style-type: none"> ・登録には審査が必要です。また年度ごとに更新が必要となります。 ・個人及び未成年者のみの利用はできません。その他 6P「10.禁止事項」を参照ください。 ・団体の代表が「講師謝礼」等を受取る場合は私塾活動とみなし、利用できません。 ・施設を予約する際には、時間や部屋などいくつかの制限があります。3P「5.施設予約」を参照ください。 			

5. 施設予約 登録をされている団体は利用日の2ヶ月前から予約することができます。

利用の制限	予約の方法	受付開始日	受付時間
利用日の2ヶ月前～ 毎週1回 1部屋4時間まで	直接施設の窓口 又は電話	利用日の2ヶ月前 午前9時～	午前9時～午後5時
利用日の1ヶ月前～ 毎時間・部屋数等 制限なし		利用日の1ヶ月前 午前9時～	

※ 利用日の2ヶ月前に同一日がない(月末や休館)の場合は、その日をこえた開館日から受付可能です。

※ 夜間に施設を利用される方は、利用日の7日前までに予約をお願いします。

※ 予約については感染拡大防止のため、極力電話での予約をお願いします。

6. 申請申込 午前9時から午後5時までに「申請書」を窓口へ提出し料金をお支払ください。

利用時間	申請場所	受付期間
午前9時～午後5時	利用する施設	利用日の2ヶ月前 午前9時～利用日
午後5時～午後10時	利用する施設	利用日の2ヶ月前 午前9時～利用日の午後5時まで

※ 申請申込についても、「5.施設予約」と同様の利用の制限があります。

7. 申請の変更・取消

	変更時期	変更時の料金について
変更・取消	利用日の7日前まで	「コミュニティセンター使用変更(取消)申請書」を提出してください。 変更後、使用料が増える場合は差額をお支払ください。 ※変更は申請後1回のみ可能です

※ 但し、新型コロナウイルス感染症に関する変更及び取消はこの限りではありません。

8. 使用料の還付 利用者都合による、変更及び取消に係る使用料の返金は原則いたしません。

9. 各施設概要・使用料 ※ 料金は1時間あたりの金額です。

くぬぎ山コミュニティセンター(くぬぎ山児童センター・図書館西部分館併設)



住所:くぬぎ山 4-2-46-10		
電話:047-389-1401		
部屋名	定員	料金(目的外料金)
集会室	40人	600円(1,200円)
学習室1	12人	200円(400円)
学習室2	10人	200円(400円)
休養室	10人	200円(400円)
保育室	6人	200円(400円)

※駐車場は9台程度。保育室は、利用がない場合で、保育のために使用する場合は無料です。

北中沢コミュニティセンター(北中沢児童センター併設)



住所:北中沢 2-1-23		
電話:047-442-2011		
部屋名	定員	料金(目的外料金)
集会室	22人	400円(800円)
学習室	14人	200円(400円)
休養室	7人	200円(400円)
保育室	8人	200円(400円)

※駐車場は15台程度。保育室は、利用がない場合で、保育のために使用する場合は無料です。

栗野コミュニティセンター(栗野児童センター・子育て支援センター併設)



住所:栗野 79-1		
電話:047-441-7066		
部屋名	定員	料金(目的外料金)
多目的室	19人	200円(400円)
創作室	18人	200円(400円)
和室1	6人	200円(400円)
和室2	4人	200円(400円)
会議室	7人	200円(400円)

※駐車場は12台程度。和室1・2は1つの部屋として利用可能です。

鎌ヶ谷コミュニティセンター 【指定管理施設】



住所: 鎌ヶ谷 1-6-8

電話: 047-444-4293

部屋名	定員	料金(目的外料金)
多目的室	25人	400円(800円)
創作室	16人	200円(400円)
研修室	4人	100円(200円)
和室1	5人	100円(200円)
和室2	5人	100円(200円)

※駐車場4台(うち障がい者専用1台)和室1・2は1つの部屋として利用可能です。

南初富コミュニティセンター 【指定管理施設】



住所: 東初富 4-1-25

電話: 047-444-4292

部屋名	定員	料金(目的外料金)
多目的室	25人	400円(800円)
創作室	18人	200円(400円)
和室1	5人	100円(200円)
和室2	5人	100円(200円)

※駐車場9台(うち障がい者専用2台)和室1・2は1つの部屋として利用可能です。

道野辺中央コミュニティセンター 【指定管理施設】



住所: 道野辺中央 2-6-27

電話: 047-445-6203

部屋名	定員	料金(目的外料金)
多目的室	21人	400円(800円)
創作室	10人	200円(400円)
会議室	3人	100円(200円)
和室1	3人	100円(200円)
和室2	4人	100円(200円)

※駐車場5台(うち障がい者専用1台)和室1・2は1つの部屋として利用可能です。

※ 部屋の様子については、市のホームページでご覧いただけます。

10. 禁止事項

- (1) 鎌ヶ谷市コミュニティセンター設置及び管理条例・その他法令・公序良俗に反する行為
- (2) 営利活動(物品の販売、商品の勧誘など企業等の営利活動となるもの)
- (3) 私塾行為
- (4) 政治・宗教活動
- (5) 大きな音や振動、においなどがでるもの
- (6) 他の利用者や周辺住民などに迷惑がかかる行為
- (7) 飲酒行為
- (8) 喫煙(敷地内を含む)
- (9) **飲食行為(水分補給を除く)**
- (10) **マスク未着用の方の利用(未就学児は除く)**
- (11) **体調の悪い方(37.5度以上の発熱や嗅覚・味覚障害の症状のある方等)の利用**
- (12) **利用者個人の施設滞在が3時間を超える利用**

11. 利用の制限

- (1) 前記「禁止事項」の各項に該当すると認められたとき
- (2) 事実を偽って、当施設の使用許可を受けたとき
- (3) 不測の事故・災害などの不可抗力によりご利用が不可能となったとき

12. 利用上の注意事項

- (1) コミュニティセンターは、利用者皆様の公共施設ですので、施設を汚損しないように大切に利用して下さい。
- (2) 各自ゴミは持ち帰って下さい。
- (3) 次の部屋の利用者に気持ち良く使っていただくために、利用後は原状復帰の上、清掃**消毒**・点検を行い窓口に点検表を提出してから、お帰り下さい。
- (4) 準備、後片付けも利用時間に含まれますので、これらの時間を見込んだ使用申請をお願いします。
- (5) **来館前に検温を行い体温が37.5度以上を超えていないことを確認、来館時には手指消毒を実施し、「来館用カード」又は「来館者名簿」の記入提出をお願いします。(来館用カード及び来館者名簿は、保健所等の公共機関に提出する場合があります。)**
- (6) **利用時は、咳エチケットや手洗いの徹底・利用者同士で2m以上の間隔を空けるなど3密にならないような感染防止対策を徹底ください。**
- (7) **利用時は、1時間に1回以上5～10分程度窓を開けて換気をしてください。換気時は、近隣住居の迷惑とならない様音を出さないでください。**
- (8) **利用後の清掃時は、使用いただいた備品(机・椅子等)の消毒作業を行ってください。**

13. 広報掲載 会員募集や催し開催について市広報「広報かまがや」に掲載したい場合は、「広報かまがや 掲載依頼書」を提出して下さい。

利用施設	提出先	掲載内容	掲載回数	提出期限
くぬぎ山 北中沢 栗野	各コミセン	会員募集	年1回	掲載希望日の 1.5ヶ月前まで
		催し※2	年6回まで	
鎌ヶ谷 南初富 道野辺中央 【指定管理施設】※1	市役所1階 市民活動推進課	会員募集	年1回	
		催し※2	年6回まで	

※1 掲載依頼書は市役所市民活動推進課及び各コミセンにあります。

※2 催しはコミセンで開催する催しに限ります。

※3 広報に掲載できるサークル・団体は、会員数が5名以上のサークル・団体です。

14. ポスター・チラシの掲示 チラシ・ポスターを各館に掲示したい場合は、見本を添えて提出して下さい。

掲示施設	提出先	掲載について
コミュニティセンター 公民館等学習施設 児童センター	各施設 又は 市民活動 推進課	対 象:市内公共施設に利用登録している団体 掲載内容:会員募集・催しの案内 掲載期間:各施設基準に準ずる そ の 他:「広告物等の掲示等申請書」を提出 ※ 掲示は市の事業、該当施設利用団体の掲示物を優先します。

※ 複数の公共施設へまとめて掲示を依頼する場合は、掲示に時間を要する場合があります。

※ 公民館等他の公共施設へ掲示を希望する場合は、申請書の記入をお願いします。

※ **新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、チラシの配架は当面の間は取りやめ、掲示板への掲示のみとします。(市の事業の配架は除きます。)**

【問い合わせ先】

(くぬぎ山・北中沢・栗野コミュニティセンター)

各コミュニティセンター又は

鎌ヶ谷市役所 市民活動推進課

TEL 047-445-1252(直通) FAX 047-445-1400

(鎌ヶ谷・南初富・道野辺中央コミュニティセンター)

各コミュニティセンター又は

指定管理者:(公社)鎌ヶ谷市シルバー人材センター

TEL 047-443-4145 FAX 047-443-4123